

納付義務者	手数料	額
<p>一 法第六条 第一項(法 第八十七 条)の規定 に準用す る場合を 含む。の 規定によ る建築 物の確認 を受けよ うとする 者又は 法第十八 条第二項 (法第八 十七条第 一項)に おいて準 用する 場合を 含む。の 規定によ る建築 物に係る 計画の通 知に關す る審査を 受けよう とする者</p>	<p>建築物に 關する確 認申請又 は計画通 知手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 イ 法第六条第五項又は第十 八条第四項に規定する構造 計算適合性判定を要しない 建築物 次に掲げる建築物 の床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三十平 方メートル以内のもの 五千元 (2) 床面積の合計が三十平 方メートルを超え、百平 方メートル以内のもの 九千元 (3) 床面積の合計が百平方 メートルを超え、二百平 方メートル以内のもの 一万四千元 (4) 床面積の合計が二百平 方メートルを超え、五百 平方メートル以内のもの 一万九千元 (5) 床面積の合計が五百平 方メートルを超え、千平 方メートル以内のもの 三万四千元 (6) 床面積の合計が千平方 メートルを超え、二千平 方メートル以内のもの 四万八千元 (7) 床面積の合計が二千平 方メートルを超え、一万 平方メートル以内のもの 十四万円 (8) 床面積の合計が一万平 方メートルを超え、五万 平方メートル以内のもの 二十四万円 (9) 床面積の合計が五万平 方メートルを超えるもの 四十六万円 ロ 法第六条第五項又は第十 八条第四項に規定する構造 計算適合性判定を要する建 築物 次に掲げる構造計算 適合性判定を実施する区分 に応じ、それぞれ次に定め る額 (1) 知事による実施 イに 定める額に、次に掲げる</p>
<p>一 法第六条 第一項(法 第八十七 条)の規定 に準用す る場合を 含む。の 規定によ る建築 物の確認 を受けよ うとする 者</p>	<p>建築物に 關する確 認申請手 数料</p>	<p>イ 床面積の合計が三十平方 メートル以内のもの 五千 円 ロ 床面積の合計が三十平方 メートルを超え、百平方メ ートル以内のもの 九千元 ハ 床面積の合計が百平方メ ートルを超え、二百平方メ ートル以内のもの 一万四千 円 ニ 床面積の合計が二百平方 メートルを超え、五百平方 メートル以内のもの 一万 九千元 ホ 床面積の合計が五百平方 メートルを超え、千平方メ ートル以内のもの 三万四千 円 ヘ 床面積の合計が千平方メ ートルを超え、二千平方メ ートル以内のもの 四万八千 円 ト 床面積の合計が二千平方 メートルを超え、一万平方 メートル以内のもの 十四 万円 チ 床面積の合計が一万平方 メートルを超え、五万平方 メートル以内のもの 二十 四万円 リ 床面積の合計が五万平方 メートルを超えるもの 四 十六万円</p>
<p>構造計算適合性判定を行 う建築物の床面積の合計 の区分に応じ、それぞれ 次に定める額を加算した 額</p> <p>(ア) 床面積の合計が千平 方メートル以内のもの 一棟につき二十二万 七千元(法第二十條第 二号イ又は第三号イに 規定する国土交通大臣 の認定を受けたプログ ラム(以下この号及び 次号において「認定プ ログラム」という)に よる構造計算にあつて は、一棟につき十七万 三千元</p> <p>(イ) 床面積の合計が千平 方メートルを超え、二 千平方メートル以内の もの 一棟につき二十 七万九千元(認定プ ログラムによる構造計 算にあつては、一棟に つき十九万九千元)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が二 千平方メートルを超え、 一万平方メートル以内 のもの 一棟につき三 十四万七千元(認定プ ログラムによる構造計 算にあつては、一棟に つき二十一万六千元)</p> <p>(ハ) 床面積の合計が一 万平方メートルを超え、 五万平方メートル以内 のもの 一棟につき四 十二万四千元(認定プ ログラムによる構造計 算にあつては、一棟に つき二十五万五千元)</p> <p>(ニ) 床面積の合計が五 万平方メートルを超える もの 一棟につき七十 三万円(認定プログラ ムによる構造計算にあ つては、一棟につき三 十八万九千元)</p> <p>(2) 法第十八条の二第一項 の規定により指定した指 定構造計算適合性判定機 関による実施 イに定め</p>		

ように改正する。

佐賀県道路占用料条例(昭和二十八年佐賀県条例第二十五号)の一部を次の

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例

●佐賀県条例第二十三号

佐賀県知事 古川 康

平成十九年三月七日

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

<p>備考</p> <p>一 第一号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。)、当該建築に係る部分の床面積。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</p> <p>ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積を加算した面積)。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</p> <p>ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(二に掲げる場合を除く。)、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</p> <p>ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一)。</p> <p>三 略</p>	<p>備考</p> <p>一 第一号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。)、当該建築に係る部分の床面積</p> <p>ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積)</p> <p>ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(二に掲げる場合を除く。)、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一)</p> <p>三 略</p>
---	--

改める。

令第七条第八号に掲げる器具	その他のもの	建築物					占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	その他のもの		
		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	

令第七条第八号に掲げる器具	その他のもの	建築物					占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	その他のもの		
		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	

別表中

に を

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表(第二条関係)

改 正 後

別表(第二条関係)

改 正 前

略	占用物件		占用料	
	単 位		所 在 地	
	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
令第七 条第六 号に掲 げる施 設	建築物	階数が 一のも	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額
		階数が 二のも	Aに〇・ 〇〇九を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一一を 乗じて得 た額
令第七 条第六 号に掲 げる施 設	建築物	階数が 三のも	Aに〇・ 〇一一を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一五を 乗じて得 た額
		階数が 四以上 のもの	Aに〇・ 〇一三を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇一六を 乗じて得 た額
令第七 条第八 号に掲 げる器 具	その他のもの	積一平 方メートル につき一 年	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額
		その他のもの	Aに〇・ 〇〇六を 乗じて得 た額	Aに〇・ 〇〇八を 乗じて得 た額

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十四号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の給水施設の項中「450」を「670」に、「430」を「640」に改める。

この条例は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則

参考資料

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料				別表第1 (第3条、第4条関係) 重要港湾における使用料			
港湾施設	区 分	単 位	使用料(円)	港湾施設	区 分	単 位	使用料(円)
略				略			
給水施設		給水量1立方メートルにつき	670 (外航船舶にあつては、640)	給水施設		給水量1立方メートルにつき	450 (外航船舶にあつては、430)
略				略			

佐賀県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十五号

佐賀県条例の一部を改正する条例

佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節及び第四十七条において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内

事務所又は事業所を有するもの

第三十条第一項第五号中「本節」を「この節」に改め、同項第七号中「本号」を「この号」に改め、同条第二項中「本節」を「この節」に、「その事務所」を「その事務所」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に、「行なう者」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務所を行う事務所」に改め、同条第四項中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務所」を加え、同条第五項中「または」を「又は」に、「定が」を「定めが」に、「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削り、同条第七項第二号中「本節」を「この節」に改める。

第四十六条の四第一項中「信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)」を「法の施行地に主たる事務所又

は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第七十六條第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条）を「集団投資信託（所得税法第十三條第三項第一号に規定する集団投資信託をいい、国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条）に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の」を「集団投資信託の」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第四十六條の十第一項中「又は同条第四十一項」を「同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第四十六條の二十一中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十七條第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二條の二十四の七第六項各号」を「第七十二條の二十四の七第五項各号」に改め、「みなされるもの」の下に「第四項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人」を加え、「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「または」を「又は」に、「かつ」を「、かつ」に改め、「事業をいう。」の下に「又は法人課税信託の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第四十七條の二第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、「各特定信託の各計算期間の所得は同条第七項の規定により、前項第三号の」を削る。

第四十八條第三項を削る。

第四十九條第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託

に係るものに限る。）並びに」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改め、同項を同条第三項とする。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第五十一條の三中「第七十二條の二第九項第一号から第五号まで」を「第七十二條の二第十項第一号から第五号まで」に改める。

第五十一條の四第四号中「第七十二條の二第九項第四号、第五号」を「第七十二條の二第十項第五号」に改める。

第五十六條の二第一項中「本節」を「この節」に改め、「免除される事業者」の下に「（同法第十五條第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条第二項中「本節（本条）を「この節（この条）」に改める。

第五十七條第二項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第三項中「行なわれ」を「行われ」に改める。

第七十二條の二中「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。

第六十五條第一項第一号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、「都民税を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三條第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養